

小林斎場整備運営事業
入札説明書等に関する第1回質問への回答

令和5年8月8日

大 阪 市

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
1	3	2	2		(2)			施設周辺における地域環境への配慮	排煙、悪臭、騒音、振動等の発生が懸念されるとありますが、既存小林斎場においてこれらに該当する環境公害が発生した事例と講じた対策をご教示ください。	現在のところ、環境公害は発生していません。
2	4	2	4	3	(1)			事業の対象	本事業の対象範囲となる施設：小林斎場について、第一種住居地域における敷地で想定されている施設面積をご教示願います。	施設面積については事業者提案によるものとしておりますのでお示しはいたしません。
3	4	2	4	3	(1)			<提案施設>	提案施設のうちキッズコーナー、コンロッカー（料金返却）等の対価（売上）の生じない非収益施設については貴市への使用料の支払は不要という理解で宜しいでしょうか。 また、施設整備、維持管理、運営、光熱費はサービス対価に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 「実施方針（案）に対する質問への回答（修正版 令和5年5月）」No10.11の回答では、運営収入を生まない提案施設の費用負担に付いて実施方針にて詳細を記載すると回答されていますが、その後に公表された実施方針には明確な記載がないので確認させてください。	使用料の支払いは不要です。施設整備、維持管理、運営、光熱費はサービス対価に含まれます。
4	5	2	4					表1 本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	既存施設（解体）の維持管理、運営についてサービス対価に含まれるものとなっていますが、既存施設の現指定管理者の管理期間が令和10年3月31日となっています。既存施設の解体・撤去は第一期の供用開始日（令和10年4月1日）からとなっていることから、既存施設で想定される維持管理、運営の内容についてご教示下さい。	既存施設の維持管理・運営は本事業の対象ではありません。入札説明書等を修正します。
5	6	2	6		(4)		i)	運營業務	システムを介さない電話予約について、葬祭業者等の継続的な利用が見込まれる利用者に対しては、システム登録を促しても差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	7	2	6		(4)			運營業務	（※2）「斎場使用料および証明書発行手数料の徴収業務については別途事業者から委託を受け、当該業務を実施する企業と委託契約を締結するものとする」とありますが、運營業務担当企業が i）～ x iii）までの業務をすべて請け負う場合であっても、契約書を2つに分けて締結する必要があるのでしょうか。	斎場使用料および証明書発行手数料の徴収業務については別途契約を行います。なお、契約はSPCと行うため、その旨入札説明書等を修正します。
7	9	2	14	3				賃貸借料	賃貸借料の計算ですが、例えば全体3,000㎡の建物で、2階部分が1,500㎡、2階に5㎡の提案施設を提案する場合の年間の賃貸借料の計算は、 (203,000,000+5,052×3,000)×79.4%×5÷1,500=577,386円 の考え方でよろしいでしょうか。	算定が異なります。入札説明書にて参考計算例を提示しますのでご確認ください。
8	9	2	14	3				賃貸借料	賃貸借料（年額）の計算式のうち「本施設全体の面積（㎡）」の定義を確認致しますが、これは敷地面積、建物全体の延床面積、建物の建築面積の何れに該当するのでしょうか。ご教授願います。	「建物全体の延床面積」が該当します。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
9	9	2	14	3				賃貸借料	賃貸借料(年額)の計算式について計算を行った場合、次ページ(10頁) 第15節の別棟 賃貸借料の5,052円/㎡に提案床面積を乗じたものと比べ、10倍以上の賃貸借料となりました。賃貸借料が乖離しているように感じています。貴市より参考計算例をご提示いただくことは可能でしょうか。よろしく願います。	入札説明書にて参考計算例を提示します。
10	9	2	14	4				賃貸借料の支払い方法	本市が定める方法をご教示ください。	事業用定期借地権設定契約書(案)第4条に示す方法を想定しています。
11	9	2	14	5				賃貸借期間満了時の取扱い	賃貸借期間満了時における原状回復に係る費用は貴市にご負担いただけるとの認識にてよろしいでしょうか	原状回復に係る費用は、事業者側での負担となります。
12	10	2	15	3				賃貸借料	年額記載ですが、不可抗力等により賃貸借契約を一時的に解除する場合、賃料の月割り返還は可能でしょうか。	可能です。
13	10	2	16	4				モニタリングの方法	モニタリングのために必要な資料等の提出とありますが、具体的にどのような資料を提出すればよいのでしょうか。	要求水準書P.11に示すセルフモニタリング結果等に係る資料を基本としますが、その他履行状況に応じて、協議により決定するものとします。
14	12	3	1		(6)			入札参加者の構成	代表企業および構成企業以外の者がSPCの出資者になることは可能とありますが、事業の対象範囲外の者がSPCの出資者になることは、ガバナンスの観点から問題があるのではないのでしょうか。	当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満であれば、支障ありません。事業者の提案によるものとします。なお、代表企業および構成企業以外の者がSPCの出資者になる場合には、基本協定書(案)別記様式第2号に示す誓約書の提出が必要となります。
15	20	4	2	7	(6)			再度入札	「なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札(2回目)を行う。」とありますが、入札の最高の回数をご教示頂けますでしょうか。また、2回目の入札以降は即日開催されますでしょうか。	参考価格を入札説明書にて公表を行いますので、再度の入札は行わないように変更します。詳細は入札説明書をご確認ください。
16	20	4	2	7	(6)			予定価格	「入札価格が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、～」とありますが、事前に予定価格をご公表いただけないのでしょうか。予定価格が公表されない場合、施設や設備の仕様・グレードの選定が困難となり、また、維持管理・運営業務の人員体制やメンテナンス計画等についても計画が立てづらく、コストの積算も困難となります。	参考価格の公表を行います。詳細は入札説明書をご確認ください。
17	20	4	2	7	(6)			入札の手順	仮に1回目の入札が不調で再度入札(2回目)となる場合、再度入札は1回目入札からどのくらいの日数(間隔)が設けられるのでしょうか。	No.15の回答をご参照ください。
18	20	4	2	7	(6)			入札の手順	貴市が設定した予定価格は、入札の前あるいは後に公表されますか。	No.16の回答をご参照ください。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
19	20	5	2	7	(6)			入札の手順	本市の設定した予定価格を超えた場合は失格となるとのことですが、予定価格は事前公表されないのでしょうか。仮に入札不調の場合再入札となり、提案側の事務負荷も相応にかかることから、公表をご検討願います。	No.16の回答をご参照ください。
20	20	5	2	7	(6)			予定価格について	「入札価格が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通告する。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札(2回目)を行う。」と有りますが、予定価格の公表は、どの時点で行われますでしょうか、ご教示ください。	No.16の回答をご参照ください。
21	20	5	2	7	(6)			予定価格について	予定価格の公表をお願いします。「特定事業の選定」時の見込額との差異有無についてもご教示願います。	(前段)No.16の回答をご参照ください。 (後段)「特定事業の選定」時の見込み額は、事業の評価を行うにあたり総事業費について現在価値換算を行った金額であり、予定価格ではありません。
22	20	5	2	7	(6)			予定価格	予定価格については事前に公表する予定はないとの認識でよろしいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
23	20	5	2	7	(6)			予定価格	確認ですが、予定価格は事後公表との認識で宜しいでしょうか。通常の請負工事等とは異なり【総事業費】として対応しますので、9月上旬頃を目途に【事前公表】をご検討いただくことは可能でしょうか？事業者側の負担(超過による失格リスク)が大きくなりますのでご配慮ください。	No.16の回答をご参照ください。
24	20	5	2	7	(6)			予定価格	再度入札が行われる場合は予定価格の公表が行われるのでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
25	24	6	1					選定委員会	確認ですが、選定委員会と学識者で構成される「検討会議」との違いは貴市のご担当者が入られるか否かで宜しいでしょうか。	「検討会議」は、「大阪市PFIガイドライン」に位置づけられる「PFI事業検討会議」であり、外部有識者で構成されるものとなります。 本事業では選定委員会は設置しないため、入札説明書の内容を修正します。
26	27	7	2					既存施設の概要	既存施設の確認申請書の用途についてお教えてください。	お示しできるものがありません。
27	28	7	5	2	-	-	-	設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金	割賦原価に係る消費税につきまして、一時金支払い時に割賦原価に係る消費税も含めて一括して支払われるような修正のご検討は可能でしょうか。左記修正が困難である場合、内閣府事務連絡「長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴うPFI事業への影響について(周知)」(令和3年9月17日)において、施設整備費に係る消費税相当額を事業期間中均等に支払う場合、消費税込みの割賦元本に対して割賦金利を乗じた割賦利息分を上乗せするよう通知されておりますが、本事業においても内閣府事務連絡の内容の通りにご対応頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	(前段)修正は行いません。 (後段)お見込みのとおりです。「割賦元本＋消費税及び地方消費税相当額」の金額に対し、割賦利息分(資金調達コスト)を計上してください。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
28	28	7	5	2				設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時支払金	設計、建設及び工事監理業務のサービス対価(割賦部分)に係る消費税相当額については、当該業務に係るサービス対価(一時支払部分)の支払いに含わせて、一括でお支払いいただけないでしょうか。ご認識の通り、2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、設計、建設及び工事監理業務のサービス対価(割賦部分)は、支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦払い部分を含めた割賦元本全額が施設引渡年度にて売上として認識されます。そのため、割賦元本全額に対して受取消費税が課税され、事業者には過大な資金負担が発生してしまいますし、現状の規定では、割賦元本には消費税が含まれないように見受けられるため、金利変動リスクを排除できず、当該消費税納付分に係る金融機関等からの資金調達も困難となっています。	質問No.27をご参照ください。
29	28	7	5	2				設計、建設及び工事監理業務のサービス対価に係る一時払金	年度ごとの支払いは提案に応じるとありますが、この提案に関する評価は提案審査のどの項目に反映されるのでしょうか。提案をして一時払い金をもらった方が評価されるということでしょうか。	最終の施設引き渡し時より前のタイミングでの一時支払金の支払いを事業者が希望する場合には、それに応じるという意図であり、提案審査の中に直接的に影響のあるものではありません。
30	28	7	5	2				割賦原価に係る消費税	「割賦原価に係る消費税については、各割賦原価支払い時にそれぞれ支払う。」とありますが、設計及び建設・工事監理業務に係る割賦元金の消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、施設の引渡年度に一括して支払われる建付けをお願いいたします。万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借り入れする必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生するためです。	質問No.27をご参照ください。
31	29	7	5	2				一時支払金	確認ですが、事業者側で用意する民間資金は提案する初期費用の25%との理解で宜しいでしょうか。	起債対象となる経費についてはお見込みのとおりです。例えば、調査設計費の内、調査費や基本設計費等は全額民間資金調達対象となります。
32	30	7	11	2				予想されるリスクと責任分担	事業計画書にリスク分担を一覧にまとめた表の記載がないため、リスク分担表を別途お示しいただけますでしょうか。	リスク分担は、基本協定書(案)及び事業契約書(案)に示すとおりです。リスク分担表は別途公表しません。
33	30	7	11	2				予想されるリスクと責任分担	大阪市様と事業者とのリスク分担表は令和5年3月31日に公表された実施方針の資料2が適用されますでしょうか。	質問No.32をご参照ください。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	項目等	質問内容	回答
34	34	9		2				提出書類	様式A1に関し、構成企業は押印不要という理解で間違いないでしょうか。	様式集に示すとおり、様式A-1から様式A-5の中で構成企業の押印を求めている資料はありません。ただし、様式A-3については、代理人に構成企業が該当する場合には、押印は必要です。
35	36	10	4					都市計画決定	事業契約締結までに本施設の敷地位置が都市計画決定されない場合は、基本協定・事業契約を締結しないとありますが、審議会の決定に関しては事業者のコントロールできるものではなく、市の責めに期するものであると考えますが、その場合落札者に対してSPCの設立費用等落札後の費用負担は可能でしょうか。	費用負担は行いません。事業契約に対する市会の議決と同等の扱いとなります。
36								事業費提示について	R5.3月質疑回答No.40で、事業費については入札説明書等の公表時に示すとありましたが、公表はいつになりますでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
37								事業費提示について	R5.3月質疑回答No.40で、事業費については入札説明書等の公表時に示すとありましたが、公表はいつになりますでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
38								事業費の公表について	実施方針(案)の質問回答No.40において「事業費は入札説明書等の公表時に示す」とのご回答がありましたが、公表いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.16の回答をご参照ください。
39								予定価格	予定価格の公表は6月30日の公告時にございましたが、早めの公表をお願い致します。予定価格が示されないと本事業募集への参加を検討できません。	No.16の回答をご参照ください。
40								実施方針(案)並びに要求水準書(案)の質問回答について	実施方針(案)並びに要求水準書(案)に係る質問回答は全て今回の事業公告に反映されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容が優先されます。
41								実施(案)	以前の実施(案)時の質問回答は現在でも変わっていないとの認識でよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容が優先されます。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
1	6	1	3	4	(1)				提案施設	「要求水準書(案)に関する質問への回答NO.4」より、売店設置や自販機設置スペースの建築費は、貴市にてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	運営収入を生み出さない施設については、提案施設とはならず、必須施設の一部として取り扱います。
2	6	1	3	4	(1)				〈提案施設〉	本要求水準の理念を実現するために設ける必須施設との連携・相乗効果が見込める施設の内、資料8必要諸室リストに含まれないものはすべて提案施設となるのでしょうか。お教えてください。	運営収入を生み出さない施設については、提案施設とはならず、必須施設の一部として取り扱います。
3	6	1	3	4	(1)				〈提案施設〉	「なお、提案施設における自動販売機や飲食・物販販売等による売上金は事業者の収入とする。」と記載がありますが、当施設での軽食などの食事は可能でしょうか。お教えてください。	軽食などを提供する施設としての提案施設の提案は可能です。必須施設においては、飲食および飲酒は認めません。
4	7	1	3	4	(1)				表 1-1	表1-1が実施方針と要求水準で違います。どちらが正か教えてください。要求水準書が正の場合、提案施設(運営収入のないもの)の本事業におけるサービス対価・運営収入について教えてください。	入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとします。 運営収入を生み出さない施設については、提案施設とはならず、必須施設の一部として取り扱います。
5	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	大規模修繕について「本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする」とありますが、貴市で事業期間中の大規模修繕費(貴市対応分)として見込まれている費用をご教示ください。 また、貴市で見込まれている大規模修繕費は、特定事業の選定で公表されている「財政負担見込額」に含まれているでしょうか。	(前段)お示ししません。 (後段)含まれていません。
6	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	大規模修繕について、(※1)記載の『建築物修繕措置判定手法(建設大臣官房官庁営繕部監修(平成5年版))』の内容と、8頁下部の表＜大規模修繕の定義＞の内容で差異が生じている場合、修繕に係る費用を算出する際は、どちらの記述内容を優先すれば良いでしょうか。	「建築物修繕措置判定手法(建設大臣官房官庁営繕部監修(平成5年版))」の内容を優先して下さい。
7	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	8頁下部の表＜大規模修繕の定義＞の電気設備・機械設備について、「全面的な更新を行う修繕」とありますが、空調設備を例とした場合、設置されている空調設備の全数更新ではなく、1台を更新した場合でも“全面的な更新”に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	1台を更新した場合は、「全面的な更新」に該当しません。
8	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務(※1)	突発的な破損・不具合等による更新について、空調設備1台であっても大規模修繕に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.7の回答をご参照ください。
9	9	1	3	5	(1)				本市からのサービスの対	一時支払金の受け取りが可能であれば、記載の誤りだと思われます。	出来高による支払いについて明記します。要求水準書を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
10	16	1	6	1	(7)				立地条件	要求水準で延床面積の記載がありません。ご教示下さいますでしょうか。	本施設の延床面積については、事業者の提案によるものとなるため、お示ししません。
11	16	1	6	1	(7)				都市計画決定	そのため、本市は、基本協定の締結までに本施設の都市計画決定について大阪市都市計画審議会に諮る予定であるが、同 審議会において本施設の位置が認められない場合には、本市は落札者と基本協定を締結せず、また、落札者の設立した SPC と事業契約を締結しない。」とありますが、現状都市計画決定に関して分かりかねるので、事業契約に至らなかった場合、落札候補者へのSPC費用・提案費用の保証等をお願い致します。	費用負担等はいきません。事業契約に対する市会の議決と同等の扱いとなります。
12	17	1	6	3					供用開始予定日	「なお、事業者提案により先行解体可能」とありますが、先行解体を評価する理由をご教示ください(事業者として。また、評価する場合は、前倒しするほど評価されるのでしょうか。	事業者の提案の余地を広げるための記載であり、提案内容に応じて、総合的に評価することとなります。
13	17	1	6	4	(3)				休場日及び開場時間の変更	「設備の補修、点検又は整備等で休場日を変更することや、臨時的休場日を定めることも可能」とありますが、要求水準書(案)に関する質問回答No.25では「臨時的休場日を定めることは想定していません。」との回答がございましたが、臨時的休場日とはどのような場合を想定されていますか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.25では、門扉を撤去・改修の起因する臨時の休業日を定めることは想定していないとの意図となります。全面的な設備の補修、点検又は整備等で、早朝や夜間での作業では間に合わず、やむを得ず終日施設を休場とせざるを得ない場合はこの限りではありません。
14	18	1	6	5					解体・撤去施設の概要□	既存施設のダイオキシン調査の調査結果の開示をお願いいたします。	添付資料として、追加公表します。
15	22	2	3	1					対象施設の基本要件	既存施設の駐車場は、利用者が多い日でも十分な台数が確保出来ているという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	22	2	3	1					対象施設の基本要件	本施設への主なアクセス手段は何かが一番多いでしょうか。(自家用車、バス、自転車など)	該当する統計データはありませんが、鉄道の駅から距離があることなどから、マイクロバスや自家用車で来場される事が多いです。
17	23	2	3	1	(2)				風除室	風除室はエントランスホールと兼ねる工夫を行うなどして、設置しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書に規定する内容を満たす場合は、事業者の提案によるものとします。
18	23	2	3	1	(2)				ガバナ室	中圧で引き込む場合、ガバナ室は不要と考えますが、ガバナ室を設置しなくてもよろしいでしょうか。	中圧で引き込む場合は、お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
19	24	2	3	2	(1)	⑫			第一種住居地域であることに留意し建築確認申請上、支障のない計画	「施設計画にあたっては、当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、必要に応じて、建築確認申請上、支障のない計画とすること。」とありますが、本事業用地は第一種住居地域であることから、本施設の延べ床面積は3,000㎡以下とする必要があり、3,000㎡以上の施設計画は認められないとの理解でよろしいでしょうか。施設計画については、全体プランや事業費に大きく影響する項目であることから、ご教示をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
20	24	2	3	2	(1)	⑫			第一種事業住居地域	建築確認申請で許可がない場合は、3000㎡以下の建物でよろしいのでしょうか。貴市としての見解をお聞かせ下さい。	お見込みのとおりです。
21	24	2	3	2	(1)	⑫			第一種住居地域であることに留意し建築確認申請上、支障のない計画	要求水準書(案)に関する質問への回答内容の修正の回答21の記載により、計画調整局建築指導部建築企画課に問い合わせるとの事ですが、従来の建築基準法通り3000㎡にて計画すれば良いでしょうか。大阪市様の見解により面積を統一しないと、各事業者によって提案の前提が変わり、公平な入札が出来ないかと思われます。	お見込みのとおりです。
22	24	2	3	2	(1)	⑫			第一種住居地域であることに留意し建築確認申請上、支障のない計画	要求水準書(案)に関する質問への回答内容の修正の回答21の記載により、計画調整局建築指導部建築企画課に問い合わせたところ、「当計画敷地では第一種住居地域であるため3000㎡以上の火葬場は認められない。」、「敷地の分割も望ましくない」という見解でした。当事業は延べ床面積3000㎡以下とし、敷地分割も行わないと考えて宜しいでしょうか。お教えください。	お見込みのとおりです。
23	25	2	3	2	(2)	③	i)	a	駐車台数	「駐車場は、想定火葬件数や業務集中度などを勘案して計画すること。」と記載がありますが、22Pの基本施設・諸元等に駐車台数が定められています。駐車台数は事業者がその運営計画に基づき決めるのでしょうか。駐車台数の要求水準をお教えください。	要求水準書P.22及びP.54に規定する台数以上を確保してください。その上で、想定火葬件数や業務集中度などを勘案して、事業者提案により追加台数を確保することを妨げるものではありません。
24	25	2	3	2	(2)	③	ii)		車両出入口	「通常時の車両出入口は東側道路からのみとすること。」と記載がありますが、通常時とはどのような状態を差すのでしょうか。工事期間中は通常時ではないと考えて良いのでしょうか。お教えください。	工事期間中も「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」に記載の内容を基本とします。本市と協議を行うことは可能ですが、地元住民との合意を得ることが必要となります。
25	26	2	3	2	(3)	①			資料8必要諸室リスト	資料8必要諸室リスト(必須施設)で1室面積・部屋数・面積に記載のある数値を満たしていない場合は、未達と判断されるのでしょうか。それとも、運営上支障がない場合は提案に委ねてもらえるのでしょうか。	「資料8必要諸室リスト(必須施設)」の内容は参考値となります。要求水準書での機能要件を満たした上であれば、1室面積・部屋数・面積は、事業者の提案によるものとします。ただし、参考値を満たさない場合について、提案内容が運営上支障が無いとした理由について、提案時にお示しください。
26	26	2	3	2	(2)	③	iii)		霊柩車駐車場	「敷地内に霊柩車の駐車スペースは設けないが、一時駐車場は設けること。」と記載がありますが、一時駐車場は葬祭業者さんが1人で霊柩車の運転と会葬者のアテンドを行う場合を想定しているのでしょうか。霊柩車駐車スペースと一時駐車場の差異、利用方法についてお教えください。	霊柩車を長時間待機しての利用は想定しておらず、葬祭の運用上一時的に霊柩車を施設に寄り付け、一時駐車するスペースの確保を想定しています。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
27	26	2	3	2	(2)	③	iv)	b	マイクロバス待機スペース	マイクロバス2台分の待機スペースの利用想定についてお教えてください。	当該スペースにて利用者の乗車待ちを行うことを想定しています。
28	26	2	3	2	(3)	①			必要諸室	本事業に必要な諸室は、「資料8 必要諸室リスト（必須施設）」のとおりとし、面積については参考値とする。…とありますが、施設規模の変更に伴い資料8 必要諸室リストの面積についても修正頂けるものと思っていますが、貴市のお考えをご教授願います。	原案のとおりとします。
29	27	2	3	2	(3)	②			什器・備品等リスト	「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」には待合ロビーに配するソファやテーブルの数が記されています。「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」に記される備品の個数は要求水準でしょうか。それとも事業者の運営計画によりその個数を提案するのでしょうか。お教えてください。	「資料9 什器・備品等リスト(参考仕様)」に示す備品の数量は、必ず用意してください。
30	29	2	3	3	(2)				ZEB Oriented に適合する建築物	本事業の施設は10000㎡以上の施設ではありませんが、ZEB Oriented に適合する建築物の基準に準じた施設とすると考えて宜しいでしょうか。お教えてください。	お見込みのとおりです。
31	29	2	3	3	(2)				ZEB Oriented	ZEB Orientedに適合する建築物と記載がありますが、延べ面積が10,000㎡以上の建築物が対象で、今回は非該当ですが、ZEB Orientedの基準を満たす建築物を計画するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	30	2	3	3	(2)	④			太陽光発電	「太陽光発電システム(10kW 以上)を設置すること。」と記載がありますが、P34には「太陽光による発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること。」とあります。太陽光発電システム(10kW 以上)を設置することが要求水準と考えて良いでしょうか。お教えてください。	お見込みのとおりです。
33	32	2	3		(2)	②			設備計画の考え方	本要求水準書第3章「第8節 環境保全対策業務」に示す基準を満たすとともに、ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。という記載について、ダイオキシン類対策はレベル3相当と考えて宜しいでしょうか。	作業の種類等によって異なるため、関連法規を確認のうえ適切なレベルの対策を行ってください。
34	34	2	3	5	(3)	⑦	iv)		発電設備	災害時等で発電機を稼働させて火葬業務を遂行する場合に、開場時間や受付時間を拡大して通常のタイムテーブルとは異なるタイムテーブルに変更した上で通常の件数(28件/日)を火葬することは可能でしょうか。あるいは発電機が稼働時でも通常のタイムテーブル通りの火葬が条件でしょうか。 前記質問の趣旨は、発電機稼働時に火葬間隔を調整して同時稼働する火葬炉数を減らして発電機にかかる負荷を減らしたいと考えています。	状況にもよりますが、非常時のタイムテーブルの変更を妨げるものではありません。ただし、火葬件数については達成できるようにしてください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
35	34	2	3	5	(3)	⑦	vii)		発電設備	「太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案すること」と記載がありますが、10kw以上の太陽光発電を提案する場合と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	39	2	3	5	(6)	①			昇降機設備について	建物が2階以上になる場合について、昇降機設備の設置が義務付けられていますが、第4節 設計業務対象施設に係る要件のうち、P51①共通、ii)において、昇降機設備を設置する場合は、利用者と管理者用を分けて整備することと記載されており、設置する場合は2台以上が必須と読み取れます。サイン等で職員も利用する旨の表示を条件に、各専用ではなく適切な位置に1台以上の昇降機を整備することとして宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。なお、職員用のエレベータと兼用を行う場合は、利用者と管理者での動線錯綜が生じないような運用上の工夫を行ってください。
37	40	2	3	5	(8)				燃料保管設備	燃料保管設備は、発電設備を稼働する燃料を備蓄するための設備で、火葬炉の燃焼に使用する燃料(都市ガス)を備蓄する設備ではないとの認識で宜しいでしょうか。 「要求水準書(案)に関する質問への回答NO.1」にある「代替燃料設置は事業者提案」との回答より、燃料保管設備は火葬炉の代替燃料を保管する設備を示していないと理解致しました。	事業者提案により、災害発生時に、火葬炉の燃焼に使用する燃料を別途確保する場合(中圧管以上での都市ガス引き込み等)には、お見込みのとおりです。
38	40	2	3	5	(8)	①			燃料保管設備	「災害発生時にも、火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの最大火葬件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。」とありますが、火葬炉設備3日間運転可能な燃料とは燃焼燃料となる都市ガスを示すのではなく、都市ガス遮断に備えた代替燃料を示してるのでしょうか。 代替燃料として想定されるLPガスは保管設備、供給設備(28件×3日分の火葬燃料にはLPガス50kgボンベ100本以上又は大型のバルクタンク及び気化装置)が必要となり、敷地内での計画が難しいと存じます。 引き込みの都市ガスが中圧管以上の導管の場合、地震に強く、供給停止のリスクが極めて低いと言われていることを鑑み、「災害発生時にも、火葬炉設備が1日あたりの最大火葬件数で3日間運転可能なように発電設備の稼働に必要な燃料を備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること」との解釈で宜しいでしょうか。 各グループの解釈により、提案内容、費用に大きなバラつきが生じる可能性があり、明確な共通理解が必要と考え確認しております。	お見込みのとおりです。 提案時に、災害時の燃料供給対応の考え方を示してください。
39	40	2	3	5	(8)	①			燃料保管設備	提案施設を除く必須施設に係る光熱水費の負担は貴市となるため、備蓄保管する燃料費代は(引渡し時の初回分を含めて)サービス対価とは別途に貴市が負担するという理解で宜しいでしょうか。	サービス対価に含まれます。
40	42	2	3	7	(4)	④			開放的な外構部分	「開放的な外構部分に関してはチェーン等で閉鎖できるようにすること」とはどのような部分を示すのかご教示願います。敷地周りの道路境界にも該当する部分が可能と考えてよろしいでしょうか。	敷地への出入り口を設ける際に、門扉等による閉鎖が出来ない場合を想定しています。
41	42	2	3	7	(4)	⑥			防犯安全対策	(式場を敷地出入口側に配置する等)との記載がありますがセキュリティ区分上支障のない配慮がなされていれば、出入口側に配置は必須条件ではないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者提案によるものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
42	44	2	4	1	(2)	①	iii)	g	周囲カバー	周囲カバーとは収骨の際に炉内台車の周りを囲う火傷防止用のカバーの事でしょうか。教えてください。	お見込みのとおりです。
43	44	2	4	1	(2)	①	iii)	g	告別室・収骨室	「周囲カバーを設置する等、遺族が安全、清潔に収骨を行えるよう対策を行うこと。」とありますが、告別兼収骨室における周囲カバーの設置とはどのようなものを指すのでしょうか。	周囲カバーとは収骨の際に炉内台車の周りを囲う火傷防止用のカバー等を指します。
44	44	2	4	1	(2)	①	iii)	i	座席	「収骨の際には収納する等して他の会葬者の妨げにならないようにすること。」と記載がありますが、収骨時に座席を収納することは収骨準備に時間がかかり、火葬集中時のスムーズな火葬業務遂行の妨げになります。スペースに余裕があり、会葬者の妨げにならない場合は収納する必要はないと考えて良いでしょうか。教えてください。	お見込みのとおりです。
45	45	2	4	1	(2)	②	iv)	c	排ガス設備機械室	「排ガス設備機器の大規模更新に必要なマシンハッチを確保」とありますが、マシンハッチを使用せずにメンテナンス空間を確保出来る場合は無くてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者提案によるものとします。
46	46	2	4	1	(2)	②	vi)		残骨灰・飛灰保管室	「実施方針(案)、要求水準書(案)に関する個別対話の回答(修正版)NO.67」に「残骨灰及び集じん灰については1年間分の保管スペースを確保してください。飛灰については、事業者により処理を行ってください。」とあります。これは、「収骨しきれずに残った残骨、収骨後に残る細かな残骨灰、集じん装置で捕集した集じん灰(飛灰と同義)を1年間分保管できるスペースを確保する」という主旨で、残骨灰・飛灰保管室の要求水準との共通理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。残骨灰・飛灰保管室としての整備は必須ではないため、要求水準書を修正します。ただし、残骨灰・集じん灰の保管を行う機能の確保は必要です。
47	46	2	4	1	(2)	②	vi)		残骨・飛灰保管室	要求水準書付属資料8の必要諸室リストでは残骨・飛灰保管室が削除される変更がされていますが、要求水準書本文には残骨・飛灰保管室の記載が残っています。必要諸室リストを正とし、残コツ・飛灰処理スペース内に保管スペースを確保すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
48	47	2	4	1	(3)	②	i)		最大 40 名程度の利用	最大40名程度の利用とは遺族と参列者を合わせた数と考えて良いですか。教えてください。椅子等の備品の数は最大40名程度の利用に合わせた数として宜しいでしょうか。教えてください。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)備品の数は、要求水準書添付資料9に示す数量以上を確保してください。
49	48	2	4	1	(5)				事務室	事務室に設置する備品のうち、パソコン、プリンターが、資料9 什器・備品リストに記載されていません。参考仕様との記載はありますが、高額な備品であるため、必要数量についてはお示しいただきたい。	事業者提案によるものとします。 リースでの調達も可としています。
50	49	2	3	7	(5)	③	iii)		更衣室	…なお、職員室内にブース等の形で設ける構造も可とする。とありますが職員室とは職員休憩室との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書を修正します。
51	50		4	1		⑨			倉庫・書庫	過去の火葬簿は新斎場で保管が必要ですか？（倉庫スペース検討の為）ご教示をお願いします。	必要です。現在小林斎場にて、幅10cmのファイル約100冊程度を保管しています。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
52	50	2	4	1	(5)	⑥			ガバナ室	屋外に設置が可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
53	51	2	4	1	(6)	①	ii		エレベーター	「利用者用と管理者用を分けて整備」とありますが、複数台のエレベーターを利用者用とし、必要に応じて管理者も兼用で使用するのよろしいでしょうか。	質問No.36のとおりです。
54	51	2	4	1	(6)	②	ii		台車置場	「台車置場をエントランスホールに面して確保すること」とありますが、エントランスホールから行き来しやすい場所であれば、台車置場が直接面していなくてもよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
55	53	2	4	1	(7)	③			喫煙コーナー	大阪府受動喫煙防止条例では、第一種施設では敷地内全面禁煙が努力義務となっています。喫煙コーナーは必要でしょうか。	受動喫煙防止対策を行った上で設置を行ってください。
56	53	2	4	1	(7)	③			喫煙コーナー	利用者用のみの場所を設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	55	2	4	5	(8)	⑤			門扉・塀・フェンス	塀・フェンスとの表記がありますが、周辺住民との協議で塀・フェンスに関して高さ等 遵守すべき事項はありますでしょうか。ご教授願います。	現時点での周辺住民に起因する順守事項はありませんが、周辺環境と調和するよう、目隠しフェンスの設置等、周辺住宅への影響が少ない計画としてください。
58	55	2	4	5	(8)	⑤			門扉・塀・フェンス	現斎場の式場で通夜がお行なわれる際には、式場及び門扉の施錠はどのように行われているのでしょうか。葬祭業者が行っているのでしょうか。具体的にご教示願います。	夜間の式場の利用がある事もあり門の施錠は行っておりません。式場部分以外についてシャッターや機械警備等でセキュリティを確保してください。
59	55	2	4	5	(8)	⑤	ii)		門扉・塀・フェンス	通夜利用時には門扉を施錠するのでしょうか。ご教授願います。	質問No.58のとおりです。
60	57	2	6	1	(2)				工事費積算内訳書・積算数量調書	実施設計の成果品で積算内訳書の提出がありますが、官積算は不要と考えてよろしいでしょうか。	不要です。
61	58	3	1	1					各種負担金について	各種負担金(給水分担金、排水放流金など)は不要でよろしいでしょうか。	水道管の径等にもよって異なるため、設計時に該当する部署にご確認ください。なお、各種負担金についてはサービス対価に含みます。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
62	61	3	4	1					備品等整備業務	確認ですが、「工事を伴う各種什器・備品等の製作及び設置は工事期間中」とあります。工事を伴わない什器・備品は施設引渡し後の開業準備期間中에서도良いとの理解で宜しいでしょうか。什器・備品等で隠ぺい部分もできる可能性もあり、施設引き渡し後に計画したいと考えます。	お見込みの通りです。供用開始までには什器・備品を備え付けてください。
63	63	3	7	1					高圧交流ガス負荷開閉器	既存建物解体に伴い、高圧交流ガス負荷開閉器は無いものと考えてよろしいでしょうか。あれば情報を提示いただけますでしょうか。	高圧交流ガス負荷開閉器はありません。
64	67	3	10						稼働業務準備	稼働準備業務の実施に必要な資材、消耗品、光熱水費及び燃料の調達については、事業者負担とするとあります。準備期間中のみ、光熱水費は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	70	4	1	1					業務の対象範囲	職員や施設利用者が消費する消耗品（トイレトペーパー、手洗い石鹸、アルコール消毒剤、傘袋、用紙、ゴミ袋等）について、既存施設での直近3年度分の購入量を開示願います。	現斎場の指定管理者に詳細な内訳の提出を求めているため把握していません。
66	70	4	1	1					業務の対象範囲	アルコール消毒剤については、風除室や各部屋出入口等に常設するという認識で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
67	73	4	1	7	(1)				業務実施体制の届出（運営業務同様）	業務責任者及び業務従事者の履歴書の提出とありますが、どれくらいの期間をさかのぼっての履歴書でしょうか。具体的にご教示くださいますと助かります。業務従事者となりますとパート、アルバイトの方となる可能性があり、学歴等の提出となりますと個人情報ですし不必要な情報かと思われます。	職歴を想定しており、学歴の提出は不要です。
68	73	4	1	7	(2)	①			業務従事者	業務従事者の本施設への常駐は、必ずしも必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。また、運営スタッフが兼務することは可能でしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
69	75	4	2	1					日常（巡視）保守点検業務	日常（巡視）保守点検業務は、本施設に常駐する運営スタッフによる実施でも問題ないでしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
70	77	4	3	2					定期保守点検業務	既存施設の電気保安管理に伴う停電点検びについて、いつ実施されてますでしょうか。特別休場日を設けているのでしょうか。	現在のところ、停電を伴う点検については、早朝や夜間等で行っており休場日は設けていません。ただし、やむを得ず開場時間帯まで点検時間を要する場合は、一部の時間帯で利用制限を行い点検を行っている例はあります。建替後の小林斎場についても、利用時間帯の制限などに止め、やむを得ない場合を除き休場日は設けないよう調整を行ってください。
71	79	4	5	1	(1)				共通	豊かで美しい環境を維持する事とありますが、「豊か」とは具体的にご教示いただけないでしょうか。	機能・安全・美観上適切な状態に保つことを指します。
72	79	4	5						植栽管理業務	生垣と植栽の樹種や高さ等をご教示下さい。また、植栽範囲図面をご開示ください。	事業者提案によるものとします。
73	81	4	6	4	(2)				廃棄物処理業務	ごみは、中身の見える袋とありますが、大阪市指定のごみ袋ではなく、透明のごみ袋であれば何でも使用可との理解でよろしいでしょうか。	本市が指定するごみ袋はございません。
74	81	4	6	4					廃棄物処理業務	現行の一般廃棄物収集運搬処分業務委託費及び過去3年分の排出量を開示願います。	具体的な費用や排出量についてお示しできるものはございませんが、普通ごみ90ℓの袋を2袋、資源ごみ90ℓの袋を1袋を週2回収集を行う契約を結んでいます。
75	81	4	6	4					廃棄物処理業務	現行の直近3年間の廃棄物年間排出量をご教示ください。	具体的な費用や排出量についてお示しできるものはございませんが、普通ごみ90ℓの袋を2袋、資源ごみ90ℓの袋を1袋を週2回収集を行う契約を結んでいます。
76	81	4	6	4					廃棄物処理業務	ごみ庫から廃棄物処理場への収集運搬は貴市で行うのでしょうか。それとも事業者が手配するのでしょうか。	事業者で手配願います。
77	83	4	9						警備業務	警備業務は24時間365日の対応と記載がございますが、休業日1月1日も勤務対応という認識で宜しいでしょうか。	閉館時は、機械警備での対応を想定しています。
78	83	4	9	1	(1)				防犯・警備業務	「警備業法第2条第1号に定める業務」とありますが、本業務は、警備業法で定める警備員にて実施する事は必須ではなく、施設に常駐する運営スタッフ等による実施でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	83	4	9	1	(2) (3)				防犯・警備業務	(2)には閉館時間帯は機械警備を基本とする。(3)巡回警備については、巡視や立哨などにより敷地全体の警備を実施すること。との記載がございますが、これは開館時間帯は警備員を常駐させ、閉館後は機械警備にて警備業務を行う認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
80	84	4	10	1					残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	「火葬に伴い発生する残骨灰、集塵灰及び飛灰を分類して回収し、所定の置場にて保管すること。」とありますが、ここで言う集塵灰と飛灰とは、バグフィルターにて捕集した灰として同じものを指していると捉えてよろしいでしょうか。別のものを指している場合はご教示いただけますでしょうか。	本事業でいう集じん灰とは、収骨後の清掃の際に真空掃除機等で捕集した残骨及び灰の事を指し、飛灰とはバグフィルター等の公害防止装置にて捕集した灰の事を指します。
81	84	4	10	2					残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	「残骨灰及び集塵灰については、本市の委託事業者が回収し、瓜破斎場の敷地内に設置されている残骨地下保管施設に保管する」とありますが、残骨灰と集塵灰(飛灰)の両方を引き渡すとの解釈でよろしいでしょうか。	本事業でいう集じん灰とは、収骨後の清掃の際に真空掃除機等で捕集した残骨及び灰の事を指し、飛灰とはバグフィルター等の公害防止装置にて捕集した灰の事を指します。引渡しの対象になるのは、残骨灰及び集じん灰となります。
82	84	4	10	2					残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	「残骨灰及び集塵灰については、本市の委託事業者が回収し、瓜破斎場の敷地内に設置されている残骨地下保管施設に保管する」とありますが、この回収頻度は個別対話への回答62番で回答頂いている月1回の引き渡しとの解釈でよろしいでしょうか。また集塵灰と飛灰は同義と思われますので飛灰も月1回引き渡しという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本事業でいう集じん灰とは、収骨後の清掃の際に真空掃除機等で捕集した残骨及び灰の事を指し、飛灰とはバグフィルター等の公害防止装置にて捕集した灰の事を指します。引渡しの対象になるのは、残骨灰及び集じん灰となります。
83	84	4	10	2					残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	①「飛灰については、1年間に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定したうえで適正に処理すること」とある一方で、貴市の委託業者が回収に来る「残骨灰及び集塵灰」についてはこの規定が無いため、「残骨灰及び集塵灰」に付いては引渡し前に測定は不要との理解で宜しいでしょうか。②「要求水準書(案)」に関する質問への回答№100を見ますと残骨灰及び集塵灰の回収頻度は原則毎月とのことなので、回収の度にダイオキシン類の調査をすると過大な測定費用が発生するので確認致します。	お見込みのとおりです。
84	84	4	10	5					残骨灰に混入した硬貨等	硬貨等に有価金属も含まれるのでしょうか。	硬貨等については金銭を指すため有価金属は含めません。
85	85	4	11	1	(2)				本施設の引渡し	「建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、事業期間内において、建築物の大規模修繕が極力発生しないようにすること。」とありますが、建築物には機械設備、電気設備及び燃料保管設備は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	建築物には機械設備、電気設備及び燃料保管設備も含まれます。
86	86	4	11	3	(2)				引渡協議に係る提出書類	建物等診断報告書の作成にあたり要件等はありませんでしょうか。	現時点での要件等はありません。事業期間終了の概ね2年前から開始する引継協議の中で見直し等を指示することはあります。
87	87	4	12						修繕業務	「ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。」とありますが、経常修繕・計画修繕・大規模修繕の考え方は以下の内容でよろしいでしょうか。 ・経常修繕: 突発修繕若しくは簡易修繕等 ・計画修繕: オーバーホール等 ・大規模修繕: 機器等の更新	経常修繕・計画修繕については、お見込みのとおりです。大規模修繕の定義は、要求水準書P.8に示すとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
88	87	4	12						修繕業務	「ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。」とありますが、経常修繕及び計画修繕と大規模修繕の違いについて基準はどの様なものでしょうか。 例えば、経常修繕は緊急時の修繕や毎年行うもの、計画修繕は数年ごとに行うもの、大規模修繕は事業期間後に行うものとする事に問題は無いでしょうか、ご教示ください。	大規模修繕の定義は、要求水準書P.8に示すとおりです。
89	87	4	12	1					修繕業務	計画修繕(長期修繕計画)の提出時期について維持管理業務開始の6か月前とありますが、提案書の段階では提出不要との理解でよろしいでしょうか。	提案書の中で、長期修繕計画についても添付もしくは記載ください。 その後、維持管理業務開始予定日の6ヶ月前までに実際の施設設計内容に合わせ、見直しを行った長期修繕計画を提出ください。
90	87	4	12	1					修繕計画	事業終了後の大規模修繕を見据えた計画を提出することとある一方で、事業期間内に大規模修繕が必要な施設とする場合はと記載がありますが、大規模修繕の有無で修繕費が大きく変わるため、予定価格を超過する懸念がございます。予定価格に大規模修繕は含まれておりますでしょうか。	予定価格に大規模修繕に要する金額は含まれません。
91	90	5	1	6					社会情勢変化による対応	市と事業者での協議とありますが、機器の更新費用負担先等も含めた協議との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	91	5	1	7	(1)				業務責任者	各業務責任者と運営・維持管理業務責任者等との兼務は可能でしょうか。また、各業務責任者の非常駐は可能でしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
93	91	5	1	7	(2)	③			業務従事者	夜間等において、運営責任者が斎場に不在の場合であっても式場使用者と連絡がとれるような体制を整えることとありますが、電話で連絡がとれれば、駆け付けは不要との理解でよろしいでしょうか。	事象によっては緊急的な対応をお願いする場合があります。
94	91	5	1	7	(2)	③			業務従事者	夜間に式場利用があってもスタッフ立会不要とありますが、利用者だけで夜間を過ごすことがあってもよいとの理解で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	91	5	1	7	(2)	③			業務従事者	通夜時の事業者の立ち合いは必須とはしないとありますが、一方でP91業務従事者③で使用者と連絡が取れる様な体制となっております。深夜なども連絡が取れる体制が必要ですか？現在ではどの様な対応をされていらしゃいますか？ご教示をお願いします。	現在は市と事業者にて緊急連絡網を整備し、夜間を含む緊急時において迅速に連絡がとれる体制を整えています。
96	91	5	1	7	(2)	③				夜間式場利用の際は、機械警備のエリア分けで対応し、常駐者は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	92	5	1	7	(5)	②			災害時等対応について	本施設は将来的に災害時の一時避難場所・災害時避難所に指定されないと考えて宜しいでしょうか。	災害時の一時避難場所・災害時避難所に指定される想定はしていません。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
98	93	5	2						予約受付業務	予約受付システムが入ったPCは、市でご準備頂けるのでしょうか。その場合は何台ご準備頂けるのでしょうか。それとも、事業者がPCを準備するのでしょうか。その場合は希望の数だけ(市の費用負担)システムを入れて頂けるのでしょうか。	PCの設置については、No.49の回答をご確認ください。なお、現在の予約受付システムについては、クラウドサービスとして提供されているため、インターネット環境があれば利用できます。
99	93	5	2						予約受付業務	事業者が整備する運営支援システムと貴市の既存予約システムとの連動提案は可能でしょうか。可能な場合、現状の貴市のシステムの設計詳細が不明の為、システム連動に要する貴市の予約システム変更にかかる費用は、貴市側で負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	連動提案は可能とします。また、本市の予約システムの改修を行うかについては、提案内容を確認し本市がその必要性を判断し、改修する場合は本市が自ら行います。
100	93	7	2	1					予約受付業務	予約システムからの情報については、要求水準書(案)では運営・支援システムと連携ができることが望ましいとのご回答がありましたが、本要求水準書内でも運営・支援システムと連携については同様の見解で宜しかったでしょうか。予約システムとの連携については、予約システム側での機能改修作業及び連携仕様の開示が必要になると考えますが、貴市にてご準備頂ける(受託者負担無し)認識で宜しかったでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)本市の予約システムの改修を行うかについては、提案内容を確認し本市がその必要性を判断し、改修する場合は本市が自ら行います。
101	93	5	2	1					予約受付業務	「要求水準書(案)に対する質問回答NO.152」にて、大阪市立斎場予約受付システムの機器構成、仕様等が記載された資料が公開されるとありましたが、配布がないように思われます。こちらの資料は配布いただけますでしょうか。	追加公表を行います。
102	93	5	2	1					予約受付システム	要求水準書(案)に関する質問回答No.152にて、大阪市立斎場予約受付システムに関する資料を要求水準書の添付資料にて公表いただけたとのことでしたが、確認できません。公表をお願いします。	追加公表を行います。
103	93	5	2	2					予約システム	既存小林斎場で使用している登録データを引き続き使用できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	93	5	2	2					予約システム	システムを介さない電話予約について、葬祭業者等の継続的な利用が見込まれる利用者に対しては、システム登録を促しても差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	93	7	3						斎場使用許可業務	火葬許可証、斎場使用申込書、式場使用申込書等の申請書類については、受託者側が調達する運営支援システム側では出力する機能は不要の認識でよろしいでしょうか。 また、必要な場合、火葬許可証、斎場使用申込書、式場使用申込書等の申請書類の書式(フォーマット)は指定書式がございますでしょうか、もしくは受託者側で書式を作成して宜しいでしょうか。	(前段)不要です。 (後段)本市が指定する書類様式を使用してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
106	94	5	4						火葬簿等作成業務	受託者側で作成する、火葬簿の書類については書式(フォーマット)は指定書式がございますでしょうかもしくは受託者側で書式を作成して宜しいでしょうか。	火葬簿の様式については本市が指定を行います。
107	94	5	5	1					使用料当徴収業務	入金機導入の関し、2/10の対話では入金機に現金を投入した時点で入金機設置会社の資産として扱われるという理由で認められないとの回答でしたが、入金機に投入された現金が自動的にSPC口座に入り、SPC口座からネットバンキングで公共指定口座に振り込む場合は問題ございませんでしょうか。	取扱いできません。
108	94	5	5	2					使用料等徴収業務	レジスターを導入必須との事ですが、市への使用料を納付する際、レジスターのジャーナルとの整合性も求められるでしょうか。	お見込みのとおりです。納付の都度に市が整合を確認するものではございませんが、定期的に本市も整合に問題がないか確認します。
109	94	5	5	2					使用料等徴収業務	領収書の発行方式を変更する場合がありますとありますが、市の指示で変更する場合は市の費用負担で変更という理解でよろしいでしょうか。	市の指示で行う場合は原則市の負担にて行いますが、内容にもよるため協議にて決定する事と致します。
110	94	5	5	3					使用料等徴収業務	「使用料及び証明書発行手数料については、大阪市会計規則第35条第3項の規定に基づき、これを翌日までに、本市が用意する納付書により指定金融機関へ払い込むこと」となっております。市から受領する納付書の時期(1カ月毎等)についてご教示下さい。	現在、指定管理者の運営する斎場では、斎場で受領した使用料及び証明書発行手数料について、斎場にて備える納付書(手書き)にて日々金融期間へ納入を行っています。
111	96	5	8	4					収骨業務	収骨室前にて喪主等の名前を確認とありますが、各収骨・告別室前に表示盤を設置し、御名前の表示は必要になりますでしょうか。	ご遺体の取り違いが起らないことを前提に、事業者の提案によるものとします。
112	96	5	8	10					収骨業務	遺骨の保管は最長2年とありますが、2年を過ぎた遺骨の処理について、事業者側で行う業務はありますでしょうか。	「大阪市立斎場保管遺骨取扱要綱」のとおり、保管期限を過ぎた遺骨は火葬許可証とともに大阪施設南霊園に引継ぎ行いますので、引継ぎを行うための整理を行って頂きます。
113	97	7	11						式場関連業務	式場前に表示盤を設置し、御名前の表示は必要になりますでしょうか。	事業者提案によるものとします。
114	97	5	11	6					式場の使用許可	八尾市民が本施設の使用許可対象になる理由、背景をご教示ください。	昭和36年4月に本市と八尾市との間で、都市圏の拡大に伴う広域的行政需要に対処するとともに、共通する都市課題の解決を図るため「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定」を締結し、八尾市との行政協力を行っているためです。
115	97	7	12						待合関連業務	火葬終了時の利用者の収骨室への案内について、収骨案内の放送を行う必要がございますでしょうか。 また放送が必要な場合、受託者側が調達する運営支援システムから自動で案内放送を行う必要がございますでしょうか。	事業者提案によるものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
116	97	5	12	4					食事や飲食の禁止	食事は仕出し、ケータリング等による弁当を指し、菓子、パン等の軽食は含まれない理解で宜しいでしょうか。	必須施設においては、軽食も含め飲食および飲酒は認めません。ただし、軽食などを提供する施設としての提案施設であれば可能です。
117	98	7	13						証明書発行業務	火葬証明書・分骨証明書について、受託者側が調達する運営支援システムで出力する機能が必要になりますでしょうか。 また、必要な場合、火葬証明書・分骨証明書の書式(フォーマット)は指定書式がございましたでしょうか、もしくは受託者側で書式については作成して宜しいでしょうか。	現在本市の火葬証明書は、火葬許可証明書の裏面に火葬執行日等を押印したものを指すため、システム印字は行っておりません。分骨証明書については、現在本市が指定する様式にて発行しています。本市指定様式に則る形であれば、受託者側のシステムにて出力を行うことは認めます。
118	99	6		2					提案施設	提案施設のうちキッズコーナー、コンロッカー(料金返却)等の対価(売上)の生じないものについては貴市への使用料の支払は不要との理解でしょうか。また施設整備、維持管理、運営、光熱費はサービス対価に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	99	6		2					提案施設	収益を目的としない提案施設の設置に賃貸借料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	99	6		4					本市の許可	「要求水準書(案)に関する質問への回答NO.4」より、売店設置や自販機設置スペースの建築費は、貴市にてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	必須施設と同棟となる場合は本市が負担します。
121									資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図	通行禁止エリア位置は近隣等との合意がとれた場合、通行可能となりますでしょうか。	「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」に記載の内容が基本となりますが、地元住民との合意を得ることができるのであれば協議は可能です。
122									資料3	敷地南西角の既設建物にある機能は、どの時期まで残す必要がありますか。	本施設の着工時(既存施設の一部解体を行う場合は、解体着手時)までの残置で構いません。
123									資料3 事業予定地現況測量図	大阪市規格葬儀協会が倉庫等として使用している建屋を解体する際には当該協会がその責任と負担にて撤去いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124									資料8 必要諸室リスト	本施設の面積縮小の要件が加わり、現在公表されている諸室リストの面積を遵守した場合に計画する施設の面積超過が懸念されます。資料8必要諸室リスト(必須施設)の内容の見直・公表はして頂けるのでしょうか。	原案のとおりとします。
125									資料9 什器備品リスト	NO.13「遺骨安置用ロッカー」とありますが、遺体安置室に遺骨安置用ロッカーの利用方法はどのようなもののでしょうか。ご教授願います。	「遺体安置用ロッカー」の誤りです。資料を修正します。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
126									資料9 什器備品リスト	NO.13「遺骨安置用ロッカー」について遺体安置室に遺骨安置用ロッカーは不要と考えています。設置場所が「遺骨保管室」の誤りではないでしょうか。	「遺体安置用ロッカー」の誤りです。資料を修正します。
127									資料9 什器備品リスト	NO.24「式場用椅子(50)」とNO.27「会葬者用スタッピングチェア(50)」とは別用途で各々50脚(合計100脚)が必要なのでしょうか。あるいは何れかが誤記でしょうか。	いずれかで構いません。資料を修正します。
128									資料9 什器備品リスト	NO.25式場用椅子収納台とはどのようなものでしょうか。要求水準書47項②iii)に「物入を適宜設置」とあるので当該物入での収納に支障がなければ収納台は不要でしょうか。	椅子を重ねて収納できる台車を想定しています。収納台は調達してください。
129									資料9 什器備品リスト	NO.53～58。待合部門に待合室を設けずに待合ロビーのみとした場合には、給湯器、冷蔵庫、電気ポット、茶器入れ、キャビネット等は不要と思われますが、待合室がない場合にもこれらの什器、備品等は必要でしょうか。仮に必要な場合には貴市が想定されている利用者(会葬者、葬祭業者等)と利用形態等をご教示下さい。	待合ロビーでの給茶等を想定しています。
130									資料9 器備品リスト	NO.71「かま札掛け」とありますが、かま札とはどのようなものかご教授願います。	かま札とは、炉前にて火葬を行う故人名などを表示する札を指し、かま札立てはかま札を掲示するために用いるものです。ディスプレイ等の電子機器を用い同等の機能を代替する場合は、かま札およびかま札立ては不要です。
131									資料9 什器備品リスト	NO.75の記載台は、建築工事で受付前にカウンター等を設ければ備品としては不要でしょうか。具体的な用途をご教示願います。	建築工事で受付前にカウンター等を設ける場合にも、備品としては見込んでください。
132									資料9 器備品リスト	NO.76の「式場案内板」とは式場の位置、配置等を示した看板で、それを事務室(受付)前に掲示するイメージでしょうか。用途、使用方法、設置場所等をご教示願います。	お見込みのとおりです。
133									資料9 器備品リスト	NO.79の「国旗・国旗立て」は祭日にエントランスや待合に設置し、普段は事務室にて保管するというイメージで宜しいでしょうか。使用場所、用途、使用方法についてご教示願います。	「大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」に基づき適切に設置してください。
134									資料9 什器備品リスト	NO.106「水屋」とは流し台のことでしょうか。ご教示願います。	職員休憩室に設置する食器棚等を想定しています。
135									資料9 什器備品リスト	NO.120「案内板」とは案内表示システムや運営支援システムと連動した電子表示板を想定されているのでしょうか。仕様、用途等を具体的にご教示願います。	電子表示板を想定はしていませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。
136									資料8	「残骨・飛灰処理スペース」と「残骨・飛灰保管室」は兼用してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書の機能要件を満たした計画としてください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
137									資料8	「遺体安置室」は60㎡とありますが、保管庫6個が設置できれば狭くてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書の機能要件を満たした計画としてください。
138									資料8	「遺骨保管室」は35㎡とありますが、必要な遺骨を整理して保管できれば要求面積より小さくてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書の機能要件を満たした計画としてください。
139									資料8	「式場」は70㎡とありますが、最大40名に対応できれば要求面積より小さくてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書の機能要件を満たした計画としてください。
140									資料8	必須諸室リストの面積表記は、(必要な機能は当然満たしたうえで)±10%程度は少なくとも許容範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
141									資料9	「什器・備品リスト」で待合ロビーの椅子数が112となっていますが、112席確保が広さ設定の条件と考えてよろしいでしょうか。	数量を見直します。資料を修正します。
142									資料9	「什器・備品リスト」で式場部門で「式場用椅子50席」と「会葬者用スタッピングチェア50席」は兼用できると考えてよろしいでしょうか。	いずれかで構いません。資料を修正します。
143	2	1		1	(2)	1)			付属資料11 火葬重量・火葬時間	火葬重量は遺体重量等120kg程度、柩重量25kg、副葬品5kgとあり、火葬時間は通常60分(ただし遺体重量80kg以上はこの限りではない)とありますが、火葬炉燃焼計算は遺体重量120kgとして火葬時間を延長する形で算出を行えば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
144									資料11 4頁 着工前調査 i)	着工前調査では具体的にどのような調査項目を想定されているのか具体的に ご教示いただくことは可能でしょうか。	事業者提案により、竣工時検査の結果との比較が出来るよう調査項目を設定してください。
145									資料11 4頁 着工前調査 ii)	測定地点は貴市と協議して決定とありますが、測定場所は各調査内容毎に1ヶ所という理解で宜しいでしょうか。測定数量によって積算が変わりますので予めご教示願います。	事業者提案によるものとします。
146									資料11 4頁 竣工時検査	「竣工時に、大気、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、排ガス及び悪臭の検査は、引渡し後の2週間以内に実施すること。」とありますが、要求水準書64頁環境保全対策業務では大気の項目、基準はございません。竣工時に測定する対象は、排ガス、悪臭、騒音、振動で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147									資料13 主な維持管理業務項目 一覧	維持管理業務に関して、資料13の実施概要に記載の作業頻度が、要求水準を満たすものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、法令等により規定される内容から不足する場合は、法令等が優先されるものとします。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	章	節	1	(1)	①	i)	a	項目等	質問内容	回答
148									資料13 主な維持管理業務項目一覧	資料13「主な維持管理業務項目一覧」は維持管理業務の参考資料という扱いで、事業者による設計や提案内容により、維持管理業務の内容が本資料の内容と異なる場合でも、要求水準未達にならないとの理解でよろしいでしょうか。	事象により判断するものとします。
149									資料14 運営スケジュール案(参考仕様)	参考資料として例示ある10時から16時までの受入28件/日が要求事項と理解しますが、それ以外の要求事項はありますか。	当該資料については、お見込みのとおりですが、火葬需要の状況より1日最大42件(1炉3回／炉・日)まで対応出来る計画としてください。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	1	1	(2)	大阪市PFI検討会議の設置	本会議体はPFI法第11条並びに、地方自治法施行令167条の10の2の4から5を兼ねるものと推察されますが、あくまで公正・公平に審査が行われたかの意見聴取であり、直接採点には関わらないと理解して宜しいでしょうか。	検討会議での意見聴取を行った上で、本市が評価を行います。
2	2	3		審査の手順	「提案内容のプレゼンテーション」について、入札説明書のスケジュールでは12月上旬となっております。この内容であれば、「総合評価点の算定」の前にプレゼン(ヒアリング)があると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	3		審査の手順	基礎項目審査における入札価格の確認において予定価格超過の場合、失格との記載がありますが、入札価格の総額についてのみが基準となると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。「設計業務及び建設・工事監理業務のサービス対価」や「維持管理及び運営業務のサービス対価」ごとに個別に予定価格を設けてはいません。
4	2	3		審査の手順	予定価格超過の失格となった場合は、提案内容の審査にも進めず、失格の通知が事業者が届くと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。開札したその場で通知します。
5	2	3	-	審査の手順	低入札価格調査とありますが、低入札価格調査基準価格をご教示頂けないでしょうか。	「業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領」及び「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」をご確認ください。
6	2	3		基礎項目の審査 入札価格の確認	入札価格の確認において、予定価格を超過した場合には失格とあります。事業者がどんな良い提案をしても予定価格を超えてしまつては貴市にとつても事業者にとつても良い結果と言えません。是非とも予定価格の公表をお願いします。	参考価格の公表を行います。詳細は入札説明書をご確認ください。
7	2	3		基礎項目の審査 入札価格の確認	入札価格の確認にて、予定価格の超過は失格とあります。大坂市のPFIガイドラインでも「低廉かつ良質な公共サービス」を期待するとの内容もあり、各事業者は精一杯の提案努力をします。事業者の努力を理解いただき「失格」といった事態を回避する為にも是非とも予定価格の公表をお願いします。	No.6の回答をご参照ください。
8	2	3		基礎項目の審査 入札価格の確認	入札価格の確認では、…失格基準に該当した場合には失格。とあります。失格基準の内容とはどういったものでしょうか。ご提示をお願いします。	予定価格超過があつた場合です。
9	2	3		入札価格の確認	予定価格の公表は6月30日の公告時にございませんでしたが、早めの公表をお願い致します。予定価格が示されないと本事業募集への参加を検討できません。	No.6の回答をご参照ください。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
10	2	3		低入札価格調査基準価格	貴市の低入札価格調査基準の算定方法について教えてください。	「業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領」及び「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」をご確認ください。
11	3	5	(1)	基礎審査項目	基礎審査において入札価格が予定価格を超過していないか確認を行うこととありますが、予定価格をご教示頂けないでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
12	3	5	(1)	基礎項目審査	予定価格とありますが、今回予定価格の事前公表はございますでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
13	3	5	(1)	基礎項目審査	今回の予定価格をご教示をお願いします。	No.6の回答をご参照ください。
14	3	5	(2)	加点審査項目	小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するとの記載がありますが、市の複数の審査委員が持ち点制で審査し平均するため、小数点以下が出ると理解して宜しいでしょうか。	評価・採点の方法はお示ししません。
15	4	5	(3)	価格評価点の算定	価格評価点の算定において、上限価格の提示がありません。事業において市の財政負担見込み額を算出され、VFMを試算されていると思われますので、目安として上限価格を提示いただけないでしょうか。	No.6の回答をご参照ください。
16	6	別紙1		別紙1事業計画の提案に関する審査	審査基準に「年度ごとの資金不足がないこと」とありますが、この意味するところは資金ショートに陥らないとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	8			別紙2加点項目審査の評価基準	ZEBに関する評価は【設備計画】の項目で審査されと考えて良いでしょうか。お教えてください。	提案内容に応じて、総合的に評価します。評価の対象となるか否かはお示ししません。
18	10			別紙2加点項目審査の評価基準	審査項目の6に「必須施設との連携・相乗効果が見込める提案施設の提案があるか」と記載がありますが、運営収入のない提案施設も評価の対象になるでしょうか。お教えてください。	提案内容に応じて、総合的に評価します。評価の対象となるか否かはお示ししません。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
1	2	II				「V 運営に関する事項」F1～F3	事業者が想定または提案する火葬タイムテーブルを載せる様式は特にないのでしょうか。ご教授願います。	指定様式はありません。要求水準書添付資料14を参考に提案書の中で任意形式でお示ください。
2	3	II				事業スケジュール表	様式K-1 事業スケジュールについて、A3 1枚との制限があります。事業スケジュール表で示す内容は、主に設計・建設期間のスケジュール内容でよろしいでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	お見込みのとおりです
3	4	I	(2)	1)		資格審査に関する提出書類	「入札参加グループ名」は、代表企業名をグループ名として記載することによろしいでしょうか。※提案審査に関する提出書類についても同様です。	参加表明書及び資格確認申請書の受付時に本市より通知する受付番号(記号)を記載ください。
4	4	I	(2)	2)	①	提案審査に関する提出書類	様式A-1、A-2、A-5の提出にあたっては、「正・副毎に纏めて提出する」とありますが、正・副各1部を、任意のクリアファイル等に入れて提出することによろしいでしょうか。提出体裁について指定がありましたら、ご教示ください。	お見込みのとおりです。提出体裁について、様式集に記載する内容以外の指定はありません。
5	4	I	(2)	2)	①	提案審査に関する提出書類	様式A-3、A-4、A-4別表の提出にあたっては、「封筒に入れ密封」とありますが、押印等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。押印箇所など指定がありましたらご教示ください。	記載する条件以外の指定はありません。
6	4	I	(2)	2)	②	提案書	ファイル表紙への記載事項として「書類名・分類名」とありますが、例えば「提案書(Ⅰ～Ⅵ)」等と表記することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。分かりやすい形としてください。
7	4	I	(2)	2)	②	提案書	ファイルの通し番号について「正本分には1/●、副本分には2/●～●/●」とありますが、正・副含めて計9部提出することから、正本分は1/9、副本分は2/9～9/9と表記する理解でよろしいでしょうか。※③提案書(計画図面等提案書類)についても同様です。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
8	4	I	(2)	2)	②	提案書	副本分について、「入札参加グループ名については～記号を表記」とありますが、副本分の各様式の右上枠「入札参加グループ名:」欄については、「受付番号(記号):」と置き換えて、記載することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。資格審査に関する提出書類の提出時に通知します。
9	4	I	(2)	2)	③	提案書(計画図面等提案書類)	「各書類の右上所定の欄に、入札参加グループ名を記載」とありますが、様式H-1などのExcel様式についても、Word様式と同様、右上に入札参加グループ名欄を設けて記載する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	I	(2)	2)	④	その他	提案書類をデータにて提出する際の保存形式について、Excel様式以外のファイルはWordもしくはPDFファイルで保存することによろしいでしょうか。指定がありましたら、ご教示ください。	お見込みのとおりです。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
11	4	Ⅲ	(1)		②	様式等	本文のフォントサイズに下限があればご教示願います。	具体の指定はありませんが、視認しやすいフォントの種類・大きさとしてください。
12	4	Ⅲ	(2)	2)	②	提案書	インデックスについては各提案書の分類ごとにつけることを可としていただけないでしょうか。	提案書の各項目に様式No のインデックスを付けてください。
13	4	Ⅲ	(2)	2)		提案審査に関する提出書類	提案書作成時に、指定のフォント(種類・大きさ等)はございますか。	具体の指定はありませんが、視認しやすいフォントの種類・大きさとしてください。
14						様式1-1	参加表明書についてです。 書類作成時に各社持ち回り捺印が想定されるので、事務ミス防止・時間短縮のため、様式を1頁1社の記載としてよろしいでしょうか。(5社のコンソーシアム場合、5頁となる) また、参加表明に関する質問なので早めに回答頂けると幸いです。	構いません。
15	1	I				参加表明書 (様式1-1)	様式1-1参加表明書について、1枚に入札参加者の捺印ですと作成に時間を要するため、各社1ページ毎に記入し、入札参加企業分の枚数分での提出でも宜しいでしょうか。	構いません。
16	1					様式1-1	代表者名(受任者名)欄の押印に使用する印は貴市入札参加資格申請に伴う使用印鑑届にて登録した印でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
17						I-2③資金収支計画表	劣後ローンをSPCの株主からではなく第三者金融機関から調達した場合、資本金とは見做されず元利償還額は利益配当に該当しない理解でおりますが間違いないでしょうか。この際の劣後ローン償還金をDSCR計算に含めるかは事業者の判断に委ねられると認識して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18						様式2-2～様式2-8	1つの企業が複数の業務を担当する場合、添付資料が重複するときは業務毎に添付するのではなく、重複書類(例:設計企業と工事監理企業が同じ場合、大阪市入札参加有資格者名簿が重複します。)に関しては1つの業務の箇所に添付して提出する方法で宜しいでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	構いません。ただし、添付資料を兼ねる旨をお示しください。
19	13 ～ 19	2				様式2-2～8	添付資料に「大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書」とありますが、完納証明でもよいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額ははありません。」と記載された証明書で、請求証明事項は、「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」、徴収金の種類は、「全税目」、発行後3ヶ月以内のものを指します。証明書の「住所又は所在地」は、大阪府内のものとしてください。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
20						様式2-4	2の※にある「上記の登録を行っていない者が建設企業となる場合には、」とありますが、こちら工事監理企業ではないでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
21						様式2-5～2-8	2.大阪市入札参加有資格者名簿の各工種に登録があることを証する書類とは具体的にどのような書類でしょうか。ご教示願います。	電子申請画面を印刷したものなどを想定しています。
22						様式2-5	2の※にある「上記の登録を行っていない者が建設企業となる場合には、」とありますが、こちら火葬炉企業ではないでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
23						様式2-5	『火葬炉企業の参加資格要件に関する書類』において、 「1. 平成20年4月1日以降に、官公庁が発注した火葬炉を納入・設置した実績のある者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。」との記載があります。こちらは全ての実績ではなく、添付枚数が多くなり煩雑にならないように1契約(1実績)分でも構わないでしょうか。	代表実績のみで構いません。
24						様式2-6	2の※にある「上記の登録を行っていない者が建設企業となる場合には、」とありますが、こちら火葬炉運転企業ではないでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
25						様式2-7	2の※にある「上記の登録を行っていない者が建設企業となる場合には、」とありますが、こちら維持管理企業ではないでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
26	1					様式2-7	大阪市入札参加資格者名簿に登録があることを証する書類とは、具体的にどのような書類でしょうか。電子申請画面を印刷したものなどでよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
27						様式2-7 維持管理企業の参加資格要件に関する書類	「大阪市入札参加有資格者名簿(物品・委託)に・・・で登録がある者であることを証する書類の写しを本様式の後(うしろ)に添付します。」とありますが、登録がある者であることを証する書類とは、具体的にどのような書類を添付すれば良いでしょうか。	電子申請画面を印刷したものなどを想定しています。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
28						様式2-8	2の※にある「上記の登録を行っていない者が建設企業となる場合には、」とありますが、こちら運営企業ではないでしょうか。 参加表明に関する質問なのでお早めに回答頂けると幸いです。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
29						様式2-10	委任状についてです。 書類作成時に各社持ち回り捺印が想定されるので、事務ミス防止・時間短縮のため、様式を1頁代表企業+1社(構成企業 or 協力企業)の記載としてよろしいでしょうか。(5社のコンソーシアム場合、4頁となる) また、参加表明に関する質問なので早めに回答頂けると幸いです。	お見込みの通りです。
30	1	I				委任状 (様式2-10)	様式2-10委任状(構成企業、協力企業)について、1枚に入札参加者の捺印ですと作成に時間を要するため、各社1ページ毎に記入し、入札参加企業分の枚数分での提出でも宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
31						様式2-11	本委任状の目的は「小林斎場整備運営事業の入札に関する事」とありますので、真中に記載する代理人及び受任者の氏名については、参加表明書及び資格確認申請書、入札及び提案に係る書類を持参する者が記名及び押印をするとの理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32						様式A-4(別表) 入札価格計算書	別表①～④の支払スケジュールについて、エクセル様式をご提示いただけないでしょうか。	エクセル様式はないため、提示しません。
33						様式A-4(別表①)	【設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール】 支払時期の最終回が令和30年2月となっていますが、この時には令和29年12月までの割賦利息を頂戴することになると思いますので、最終四半期分(令和30年1月～3月)に相当する支払は令和30年5月となるのではないのでしょうか。(最終回は令和30年5月になるのではないのでしょうか)	支払時期の最終回は令和30年2月となります。 令和29年10月～12月までの割賦利息に該当する費用は、令和29年11月の支払い時に支払い、令和30年1月～3月までの割賦利息に該当する費用は令和30年2月に支払います。
34						様式A-4(別表①)	【設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール】 年度毎の一時支払金を希望する場合、「令和7年4月支払い」「令和8年4月支払い」「令和9年4月支払い」「令和11年4月支払い」を表に追加すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
35						様式A-4(別表②)	修繕費は計画修繕を予定している時期毎に出来高計上する方法と、全事業期間均等計上する方法のいずれでも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
36						様式A-4(別表④)	【維持管理及び運営業務のサービス対価(その他の費用)の金額及び支払スケジュール】 支払時期の最終回が令和29年5月となっていますが、令和30年5月の誤植ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
37						様式I-2③ 資金収支計画	DSCRについては、金融機関よりDSCR1.01以上を求められることが一般的であることから、小数点以下第3位を切り捨てして、小数点第2位まで記載することによろしいでしょうか。	小数点以下第3位を切り捨てし、小数点第2位まで記載することとします。
38						様式J-1 初期投資費見積書	建設工事(2)電気設備工事「証明」ではなく「照明」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集を修正します。
39						様式J-1 初期投資費見積書	その他費用の中で、1諸経費における③その他諸経費と、2事業者の開業に伴う諸経費におけるその他、5その他の初期投資費用に入力すべき費目の区別がつきません。1、2におけるその他項目を5に集約することは可能でしょうか。	可能です。その場合、集約する旨を明記ください。
40						様式J-2 維持管理及び運営費 見積書(年次計画表)	SPC利益については、「その他費用」(年次計画表)の「SPC運営費」の「その他」等に計上すれば、よろしいでしょうか。それとも本様式ではSPC利益を計上せず、費用のみ計上するとの理解でよろしいでしょうか。J-3「維持管理及び運営費見積書(内訳書)」も同様です。	SPC利益については、「その他費用」(年次計画表)の「SPC運営費」の「その他」等に計上してください。様式J-3の「積算根拠」の欄にその旨を明記ください。
41						様式J-2	各業務毎に人件費・諸経費・その他の項目が設けられていますが、複数業務を同一人物が掛け持ちの場合は、費用を各項目に均等按分すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
42						様式J-3	全業務にわたり人件費・諸経費・その他の項目が設けられていますが、通常機器点検の見積書に人件費の記載はないため、人件費は空欄でも差し支えございませんでしょうか。	お見込みの通りです。事業者の提案によるものとします。 ただし、様式J-3の「積算根拠」の欄にその旨を明記ください。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	頁	I	(1)	1)	①	項目・様式番号等	質問内容	回答
43						様式G-*(VI 入札者独自の提案に関する事項)	記載項目について「地域社会への貢献」とありますが、入札説明書P2の通り、「地域経済・地域社会への貢献」でよろしいでしょうか。 ※なお、落札者決定基準P10では、「地域社会への貢献」と表記されています。	様式集のとおり、「地域社会への貢献」について記載ください。
44						資格審査に関する提出書類、提案審査に関する提出書類全般	ページ下部の「◆備考」や提案書各様式枠内の説明文は、適宜、削除してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45						提案審査に関する提出書類全般	様式集で示されている業務以外の企業が入札参加グループに参加する場合、添付すべき資料があればご教示願います。	担当業務に合わせた大阪市入札参加有資格者名簿登録がある者であることを証する書類の写しを提出ください。
46						提案審査に関する提出書類全般	各様式の枠の大きさや余白の設定は、適宜、調整してもよろしいでしょうか。また、提案書作成にあたって、フォントの大きさ(図表内を除く)は、10.5ポイント程度とすることによろしいでしょうか。	お見込みの通りです。フォントの大きさについて、具体の指定はありませんが、視認しやすいフォントの種類・大きさとしてください。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編・別紙番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		2	5	1		業務の委託、請負	本項に記載されている業務以外を担当する企業がある場合は、その業務内容が追記されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		2	5	2		業務の委託、請負	本契約とは貴市とSPCで結ぶ事業契約書を指し、貴市議会で契約締結の承認がなされた後、各種委託契約書を結び、写し等を貴市に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	契約約款	5	4	17	5			設計の変更	設計を変更することにより維持管理運営費用が増減される可能性がございます。その場合の費用は市に負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。(なお、事業者に帰責がある場合、不可抗力、法令変更等に関しては、夫々の該当する条項に基づいた対応となることは承知しております。)	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
2	契約約款	5	4	17	5			設計の変更	貴市にご負担を頂く、設計の変更に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
3	契約約款	6	4	19	2			設計の完了	念の為の確認ですが、設計図書等の内容に係る貴市の確認を経て、承諾する旨の通知は、書面での交付を頂けるとの理解にてよろしいでしょうか。	事業契約書約款第19条に示すとおり、本市が通知を出す場合は、「他の契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めたとき」となります。その際には、書面で通知の交付を行います。
4	契約約款	10	5	30	1			工期の変更による費用負担	貴市にご負担を頂く、工期の変更に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
5	契約約款	11	5	31	2			工事の一時中止	貴市にご負担を頂く、工事の中止に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレークファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
6	契約約款	11	5	33	1			火葬炉の性能試験	「自主完成検査に先立って、事業者は、要求水準書等の定める性能を満たしていることを確認するため、火葬炉の性能試験を実施しなければならない」とありますが、「資料11火葬炉設備要件 4頁 3)竣工検査」では、「排ガス及び悪臭の検査は、引渡し後の2週間以内に実施すること」となっています。排ガス及び悪臭の検査などの火葬炉の機能上、供用開始前の性能検査が困難な内容は検査内容から除き、各機器の動作確認を想定したものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 施設引渡し時に未検査となる理由及び内容等は、申し送り事項として、整理いただくことを想定しています。
7	契約約款	12	5	35	2			完成確認合格通知書	火葬炉の性能検査に問題がなく、完成確認に合格した場合、「完成確認合格通知書」は施設引渡日からどれくらいの期間で事業者にご発行いただけますでしょうか。「完成確認合格通知書」は、資金調達に必要な書類の一つであることから、ご教示いただけますでしょうか。	概ね2週間程度を想定しています。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8	契約約款	19	6	54	1	(1)		維持管理及び 運営業務開始 の遅延	貴市にご負担を頂く、維持管理及び運営業務の開始の遅延に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
9	契約約款	19	6	56	3			本施設の修繕	修繕費の執行残額が生じた場合、最終的には協議の上、返還する可能性があるとのことですが、本項目(第56条3項)は削除願います。維持管理の工夫や日常点検等のクオリティ等による企業努力によって費用が削減されている側面がございます。また、修繕費を返還するのであれば、そういった工夫する意欲が削がれることとなりかねませんので、削除願います。仮に原案通りの場合は、修繕費が長期修繕計画以上の金額になった場合、貴市から追加でご負担頂く様な形をお願い致します。	原案のとおりとします。 修繕費の返還については、協議により決定するものとします。
10	契約約款	19	6	56				長期修繕計画	本施設の維持管理業務開始予定日の6ヶ月前までに長期修繕計画を作成とありますが、提案書に長期修繕計画の添付は不要との理解で間違いございませんでしょうか。また、長期とは具体的に竣工から何年を指すのでしょうか。	提案書の中で、長期修繕計画についても添付もしくは記載ください。様式集を修正します。 その後、維持管理業務開始予定日の6ヶ月前までに実際の施設設計内容に合わせ、見直しを行った長期修繕計画を提出ください。 なお、「長期」とは、最低限事業期間中を含めるものとし、それ以外は事業者の提案によるものとします。
11	契約約款	20	6	56				本施設の修繕	56条の記載内容について、火葬炉設備も同内容が規定されるのでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	お見込みのとおりです。
12	契約約款	20	6	56	3			本施設の修繕	「事業期間終了時に当該執行残額を本市へ返還する」とありますが、単年度会計となるため、維持管理運営期間全体を通した執行残額を一括で返還することは困難です。 また、計画年度を前後して修繕や更新を実施することも考えられ、単年度毎での返還も望ましくないものと考えられます。 以上のことから3項の削除をご検討願います。	原案のとおりとします。 修繕費の返還については、協議により決定するものとします。
13	契約約款	20	6	56	3			本施設の修繕	「事業期間終了時に当該執行残額を本市へ返還する」との記載がありますが、単年度会計となり修繕費の執行残額を事業期間終了時に一括で返還することは難しく、修繕は複数計画年度で実施することもあり単年度での返還も難しいことから本項を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 修繕費の返還については、協議により決定するものとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
14	契約約款	20	6	57	3			維持管理及び 運營業務に係 る業務報告書	事業者は、「事業提案書との整合性の確認結果報告書及びその他の報告書を提出しなければならないとの記載がありますが」必ずしも別紙の書類で提出する必要はなく、内容として不足なければ、通常業務報告書等に含めることも可能との理解で良いでしょうか。	要求水準書P.11に示す「事業提案書との整合性の確認結果報告書」の内容を満たす場合は、お見込みのとおりです。
15	契約約款	22	6	60	2			維持管理及び 運營業務の一 時中止	貴市にご負担を頂く、維持管理及び運營業務の一時中止に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
16	契約約款	23	6	63	2			維持管理及び 運營業務の契 約保証	契約期間中、維持管理及び運營業務の各事業年度のサービス対価金額の10%以上を契約保証金として支払うことになっていますが、こちらは初年度に支払った金額から増額がない限り、契約保証金はそのまま据え置きという理解でよろしいでしょうか。不足が発生する年度の時に追加で支払いをすればよく、それ以外の時は支払いが発生しない対応ということではよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	契約約款	25	7	69	2			事業用地等 【提案施設を 本施設と別棟 で設置する場 合】	貴市にご負担を頂く、事業者に対する提案施設用地の貸付の遅延に起因し生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(弁護士費用等の専門家コストやブレイクファンディングコストを含むがそれらに限られない。)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
18	契約約款	27	8	76	1			一次支払金の 前払い	3行目に甲という記載がありますが、本市の誤りではないでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
19	契約約款	33	10	84	4	(1)	ア	本市による本 契約の終了	違約金支払請求権とサービス対価(施設整備業務等)等との相殺が認められているように見受けられますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。	違約金支払請求権とサービス対価(施設整備業務等)等との相殺は認めていません。 違約金に、履行保証保険の保証金又は保険金を違約金の支払に充当することは可能です。
20	契約約款	33	10	84	4	(1)	イ	本市による本 契約の終了	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
21	契約約款	34	10	84	4	(2)	ア	本市による本 契約の終了	違約金支払請求権とサービス対価(施設整備業務等)等との相殺が認められているように見受けられますが、履行保証保険が付保されている場合には、当該相殺に先んじて、当該保証金又は保険金を違約金の支払に充当していただける理解でよろしいでしょうか。	違約金支払請求権とサービス対価(施設整備業務等)等との相殺は認めていません。 違約金に、履行保証保険の保証金又は保険金を違約金の支払に充当することは可能です。
22	契約約款	34	10	85	2	(1)	ア	事業者による 本契約の終了	貴市よりお支払いを頂く本件施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
23	契約約款	34	10	85	2	(1)	ア	事業者による 本契約の終了	「出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を購入すること。」とありますが、当該出来形部分については、設計業務の基本設計図書や実施設計図書も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	契約約款	34	10	85	2	(1)	ア	事業者による 本契約の終了	「出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分を購入すること。」とありますが、当該出来形部分については、出来形を構築する上で必要であった費用(事前調査費、SPC設立費用、建中金利、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
25	契約約款	35	10	85	2	(2)	イ	事業者による 本契約の終了	貴市にご負担いただく逸失利益については、公平性の観点から3年分といった限定ではなく、実際に事業者が被る負担額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
26	契約約款	35	10	85	2	(2)	ア	事業者による 本契約の終了	「・・・本契約の解除までに発生する資金調達コスト相当額～(中略)～を支払うこと。」とありますが、当該事象が発生した場合、SPCは金融機関に期限前返済を行うことが想定されます。但し、融資契約において期限前返済を行う場合は追加費用(違約金)が生じるため、当該違約金も市に負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。また、この違約金は「イ」の違約金に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。 本市と事業者との協議の上、決定するものとします。
27	契約約款	36	10	87	2	(2)	ア	法令変更又は 不可抗力等による 場合の契約の終了	「・・・本契約の解除までに発生する資金調達コスト相当額～(中略)～を支払うこと。」とありますが、当該事象が発生した場合、SPCは金融機関に期限前返済を行うことが想定されます。但し、融資契約において期限前返済を行う場合は追加費用(違約金)が生じるため、当該違約金も市に負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。また、この違約金は「イ」の違約金に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	原則、お見込みのとおりです。 本市と事業者との協議の上、決定するものとなります。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
28	別紙3	48						保険	貴市にて加入する、又は加入している保険で本事業に関わるものではなく、事業者の保険によってカバーすることを想定しているとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務期間中の火災保険(公益社団法人全国市有物件災害共済会)は本市にて加入します(提案施設は除く)。
29	別紙3	48						別紙3 保険	維持管理及び運営業務期間中の火災保険は不要で宜しいでしょうか。	質問No.28の回答をご参照ください。
30	別紙4	50			3	①		本施設の設計及び第1期建設工事分の建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法	本施設の設計及び第1期建設工事分の建設・工事監理業務のサービス対価については、年度ごとの出来高支払いを希望する場合、しない場合にかかわらず、建物引き渡し後の令和10年2月までに、同サービス対価の75%が支払われ、残りの25%の額が令和30年2月までの事業期間にわたり、元利均等にて支払われると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが例外もあり、調査設計費の内、調査費や基本設計費等は全額民間資金調達対象となり、元利均等にて支払います。
31	別紙4	50			1			別紙4 1 ①	【設計・建設・工事監理業務のサービス対価】 本施設引渡日は第1期が令和10年1月31日、第2期が令和11年3月31日となり、割賦利息の計算は第1期と第2期で別々に行うという理解でよろしいでしょうか。 (設計・建設・工事監理業務のサービス対価は、第1期と第2期の2本立になる)	お見込みのとおりです。
32	別紙4	50			1			別紙4 1 ①	設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の算出にあたり、割賦原価に係る消費税についても割賦利息の対象として資金調達コスト(割賦で支払うことによる費用)に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	別紙4	50			1			別紙4 1 ②	【維持管理及び運営業務のサービス対価】 「修繕費は事業期間全体の長期修繕計画をもとに協議して支払うこととする。」とありますが、この意味するところは、必ずしも表4記載のスケジュール通りに支払うのではなく、ある一定のタイミングで協議を行い、支払額を決定するという意味でしょうか。また、その場合、事業期間を通じての総額は事業者が提案した金額となるが、支払時期については、必ずしも提案した時期ではないとの理解でしょうか。	入札及び事業提案書に係る書類として、提示される様式J-2①の「修繕業務」の金額に応じて、様式A-4別表②に示されるスケジュールに応じて、支払います。
34	別紙4	50			1			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	基準金利は本施設の引き渡し予定日の2銀行営業日前とありますが、第1期工事は、引き渡し予定日と供用開始日の期間が2か月あり(2期工事は引渡日の翌日が共用開始日)、金利上昇局面では資金調達面において事業者に金利リスクが発生する可能性があります。基準金利の決定日は、供用開始日の2銀行営業日前とすることはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
35	別紙4	50	別紙 4		1	①		サービス対価 の支払方法	事業期間中における基準金利について2点あります。 1点目は、「基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前～」との記載ありますが、本施設というのは、入札説明書P7事業スケジュール記載の第1期の施設引渡し日(令和10年1月31日)を指すとの認識でよろしいでしょうか。記載の明確化をお願いできればと存じます。 2点目は、本事業は建設期間が第1期と第2期に分かれることに伴い、貴市よりお支払いいただくサービス対価も2つに分かれる認識をしております。そのため、1点目にも関連しますが、基準金利の確定時期は、第1期は第1期の施設引渡し日(令和10年1月31日)の2営業日前、第2期は第2期の施設引渡し日(令和11年3月31日)の2営業日前のように基準金利も2つの時期に分けていただけますでしょうか。現在の規定ですと、基準金利確定日から第2期建設工事部分の建設・工事監理業務に係る融資実行日(令和11年3月31日の1～3ヶ月後想定)までに、1年以上ありフォワード期間が長期間となるため金融コストが高くなり、事業者様の提案への影響、また事業者様の入札にあたり参入障壁となり得る可能性が高いものと思料します。金融機関が金利変動リスク分を考慮した金利にて融資貸出を行うことがあるため、資金調達コストが嵩み入札コストの増加要因となります。加えて、万一、天候不順や不測の事態によって、工期延長となり金利確定以降に事業スケジュールが遅延した場合、貴市やSPCに過度な金融費用負担(ブレイクファンディングコスト等)が発生する可能性がございます。	(前段)第1期・第2期それぞれの施設引渡し日を指します。 (後段)前段の回答のとおりです。
36	別紙4	50	別紙 4		3	①		サービス対価 の支払方法	貴市にご負担いただく事業者に発生する金融機関に支払う手数料等の費用にはブレイクファンディングコストや弁護士費用等の専門家コストなどこの種のプロジェクトファイナンスで一般的に事業者側が負担するものも含まれるとの認識にてよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
37	別紙4	50			3			年度ごとの出来高支払いを希望する場合	一時支払金の支払いを受けるにあたっては、事業者から貴市に対して請求書と年度の出来高の確認できる疎明資料を添付すれば(出来高がスケジュール通りだと仮定すると)、契約書P52の表3に記載された金額通りに事業者に支払われるという認識でよろしいでしょうか。	本市の出来高検査により、出来高を確定した上での支払いとなります。出来高が当初の想定通りであれば、契約書の表3に記載された金額通りに支払います。
38	別紙4	50			3			年度ごとの出来高支払いを希望する場合	令和7年の4月に一時払いを受ける場合、令和7年の3月末までの完了実績分を支払うことになっていますが、貴市への請求はいつ頃までに行えばいいのでしょうか。	令和7年4月の当初に請求ください。請求後30日程度で支払います。
39	別紙4	50						別紙4	「年度毎の出来高支払い」についてですが、事業者側の提案で例えば初年度のみを希望し、残りは竣工一括支払いを要望しても宜しいでしょうか。	原則、特定の年度のみの出来高支払いは想定していませんが、事業者提案により、協議により決定するものとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
40	別紙4	50	別紙 4	3	①			支払方法	「なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合に事業者が発生する費用(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は、本市の負担とする。」とありますが、当該変更によって事業者が発生する費用(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)には、各種契約変更契約締結によって生じる事業者側(SPC側)の弁護士費用や変更契約の印紙代、建中金利等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 一時支払金の金額変更は、事業者でコントロールできる事象でないことから、貴市のご負担としていただきたいと存じます。	合理的な理由がある場合には、お見込みのとおりです。事象に応じて、協議により決定するものとします。
41	別紙4	51			3			支払い方法	設計・工事部分のサービス対価の支払い方法の記載では、1期工事、2期工事それぞれサービス対価が支払われるように読み取れ、基準金利もそれぞれ施設の引き渡し予定日の2営業日前に決まるように読み取れます。しかしながら、P51の表3や様式1-2①、③では、1期工事、2期工事のサービス対価を合計して記載するように読み取れます。表や様式の項目を追加して記載すればよろしいでしょうか。資金調達の面からも1期工事、2期工事のサービス対価はそれぞれ支払っていただければと考えます。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)及び様式集を修正します。
42	別紙5	64	別紙 5	1				サービス対価 の改定方法	「施設整備費は、別紙4 表2「ア施設費」のうち「建設工事費」のみとする(ただし、什器・備品等の調達及び設置費は、改定の対象からは除く。)」とありますが、什器・備品等についても、物価変動の影響を大きく受ける費用であることから、什器・備品等の費用についても、改定の対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
43	別紙5	64			1			サービス対価 の改定方法	【設計・建設・工事監理業務のサービス対価の改定】 割賦利息計算時の基準金利は、本施設引渡日の10年後の2銀行営業日前のTONATSR(10年)を使用するとあるので、第1期については令和20年1月31日、第2期については令和21年3月31日の2営業日前の金利を採用するということとなりますが、この理解でよろしいでしょうか。また、この場合、第1期の基準金利採用日が割賦利息計算期間途中になってしまうので、キリよく第1期については令和20年3月31日の2銀行営業日前の金利を採用とされては如何でしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)ご意見として、承ります。
44	別紙5	64						サービス対価 の改定方法	「建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)」については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年10月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価—事務所(RC)工事原価(一般財団法人建設物価調査会)」を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。」とありますが建設物価調査会で発表のない資材の単価が急激に変動して1.5%以上の差が生じた場合、上記指数に反映されない事が見込まれますが、御協議頂けないでしょうか。	協議に応じるものとします。

事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
45	別紙5	64						サービス対価 の改定方法	「建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年10月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価―事務所(RC)工事原価(一般財団法人建設物価調査会)」を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。」とありますが業務前というのは各専門工事前という意味でしょうか。	第1期工事及び第2期工事を指します。事業契約書(案)を修正します。
46	別紙5	65						サービス対価 の改定方法	CSPIsにて「前回改定年度の前年1月～企業向けサービス価格指数又は消費者物価指数の平均値」となっております。また、表7改訂に用いる指標内で使用する指標は、「企業向けサービス価格指数」となっております。消費者物価指数を使用するケースはどのような場合を想定されているのでしょうか。	「企業向けサービス価格指数」が正となります。「消費者物価指数」は改定には使いません。事業契約書(案)を修正します。

指定管理に関する年度協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	条	項目等	質問内容	回答
1				市との本協定書における契約当事者は、SPCまたは維持管理及び運営業務を担当する構成企業となるのかどちらでしょうか。	指定管理者であるSPCとなります。